（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二号中「及び大臣政務官」を「、大臣政務官及び大臣補佐官」に改める。

第十三条第一項第一号中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附則第二十三条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第八条第五項から第七項まで」を「第八条第六項から第八項まで」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十八条第三項第一号

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十二条第三項第一号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員

第四十三条第一項中「前条第八号」を「前条第九号」に改める。

（人事記録の記載事項等に関する政令の一部改正）

第十三条　人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項第五号及び第二項、第四条、第五条並びに第六条（見出しを含む。）中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

（人事統計報告に関する政令及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

一　人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第二条第七号及び第三条（見出しを含む。）

二　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第二条第四号、第三条第一項第二号及び第三号、第四条、第十条から第十二条まで、第十三条第一項、第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第二号

（行政機関職員定員令の一部改正）

第十五条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「九二六人」を「一、〇八三人」に改め、同表内閣府の項中「一三、七一〇人」を「一三、六九二人」に改め、同表総務省の項中「五、一六五人」を「五、〇三六人」に改め、同表合計の項中「二九六、五〇〇人」を「二九六、五一〇人」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十六条　沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三条及び第八条（見出しを含む。）中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

（国家公務員等退職手当法施行令の一部改正）

第十七条　国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

附則第二十項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省令」を「内閣官房令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　次に掲げる政令の規定中「若しくは内閣情報官」を「、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官」に改める。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第二十一条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「又は改定に」を「若しくは改定に関する事務若しくは当該設定若しくは改定に係る同項に規定する意見を述べることに関する事務又は同条第二項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に」に、「当該」を「これらの」に改め、同項第十号中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十一号」を「内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第十四号」に改める。

第十五条第一項第四号中「（昭和二十二年法律第五号）」を削る。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七　退職手当審査会の庶務に関すること。

第十四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　退職手当審査会の庶務に関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第二十三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二目　人事・恩給局（第二十七条―第三十五条）」を「第二目　削除」に改める。

第二条第一項中「十局」を「九局」に、「人事・恩給局」を「行政管理局」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条第二号中「機構、定員及び」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「独立行政法人通則法」の下に「（平成十一年法律第百三号）」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条に次の一号を加える。

十　政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の庶務に関すること。